

2018年9月20日

被災された受験生の皆様へ

姫路獨協大学

学長 本多 義昭

(公印省略)

被災地（災害救助法適用地域）の受験生に対する
入学検定料・入学金及び学費の減免措置について（お知らせ）

この度、災害に遭われた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

姫路獨協大学では、本学への入学を希望している被災地（災害救助法適用地域）の受験生に対して、その機会をできる限り保障するため、被災の状況により、入学検定料・入学金及び学費の減免措置を講じることにいたしました。

つきましては、下記に該当する方で、減免措置を希望する方は、下記の要領により手続きをお取りくださいますようお願いいたします。

また、減免措置についてご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

記

1. 対象者

2018年4月1日以降に災害救助法適用地域に居住し被災された方で、姫路獨協大学（学部・学群・大学院）の2019年度入学試験の受験生。

【2018年9月7日現在の適用災害】

- ・平成30年北海道胆振東部地震（2018年9月）
- ・平成30年8月30日からの大雨（2018年8月）
- ・平成30年7月豪雨（2018年7月）
- ・平成30年大阪府北部を震源とする地震（2018年6月）

2. 被災の程度による学費等の減免基準

基本的な措置は次のとおりです。

なお、減免措置は当該年度のみ適用します。ただし、施設設備費、委託徴収金（学友会費、同窓会費、学生教育研究災害保険料）は、減免措置対象外のため入学手続納付金として納入して頂きます。

区分	被災状況	入学検定料	入学金	授業料
1	○家屋の全壊・全焼 ○家計支持者の死亡	全額免除	全額免除	1年間の授業料 全額免除
2	○家屋の大規模半壊・半焼 ○家屋の半壊 ○家屋の一部損壊 ○床上浸水・土砂の流出	全額免除	全額免除	前期分の授業料 全額免除

3. 申請方法

下記の申請書類を、出願する入学試験の出願締切日 10 日前までに提出してください。申請書類に基づき審査を行い、審査結果を 1 週間以内にお知らせします。

【必要書類】

①「姫路獨協大学入学試験検定料免除申請書」(様式)

※本学所定の申請書を用い、必要事項を漏れなく記入してください。

被災状況については、「り災証明書」の記載内容に従って記入してください。

②「り災証明書」

※倒壊や水害による浸水については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行します。

③「戸籍抄本」

※家計支持者が被災により死亡した場合のみ必要です。その旨記載されたものを提出してください。

【申請書送付先】

〒670-8524 兵庫県姫路市上大野7-2-1

(学部入試) 電話079-223-6515 〈入試課〉

(大学院入試) 電話079-223-6504 〈教務課〉

4. その他

提出期限内(出願する入学試験の出願締切日 10 日前まで)に必要な書類提出が間に合わない場合や申請期限を過ぎてしまった場合については、上記まで電話でお問い合わせください。